

からの保護を図ります。

(文化財指定等に係る調査の充実・促進)

府指定等に関する調査では、地元の歴史や文化にとって重要な意味を有しており地域にとって価値をもつ文化財、伝承地や風景地なども調査の対象に含め、地元市町村等と連携した調査を行います。

調査にあたっては、文化財所有者等に対し、文化財の適切な保存・活用の方法について指導助言を行い、市町村と連携して調査結果が「地域計画」策定の際の基礎資料としても活かすことができるよう努めます。一方で、全国的にも価値が高いと判断される文化財については、その価値に応じた指定等がなされるよう、文化庁や大学等の研究機関と連携して、調査・研究を進めています。

また、無形の文化財の調査にあたっては、公開の状況、後継者の育成などその保護継承と普及啓発に関する取組も併せて把握するよう努めます。

(国の文化財指定を積極的に推進)

将来国指定となる可能性があると考えられる文化財については、府教育委員会として、引き続き調査を進めるとともに、市町村と連携しつつ、国指定文化財の新規指定・追加指定等について積極的に取り組んでいきます。

(3) 府が主体となって行う国宝・重要文化財等の保存修理事業等

(適切な周期による文化財建造物の保存修理)

文化財建造物の修理は、概ね 150~200 年に一度実施される建物を部材単位に解体し、補修後また組み立て直す「根本修理」と、その間の適切な時期に行う屋根葺替、部分修理、塗装などの「維持修理」に分類でき、建物の破損状況に応じて、適切な周期で修理を実施することが求められます。

(文化財建造物保存修理の適切な実施)

府教育委員会では、明治 30 年の古社寺保存法施行以来、国宝・重要文化財建造物の保存修理事業について、それぞれの所有者から委託を受けて実施してきました。このような実施方法をとるのは、全国では京都府・奈良県・滋賀県のみです。とりわけ京都府では、宮大工の雇用や 19 名の技術職員の配置など全国一の体制を整え、約 120 年の実績と経験に基づいた高度な知識や技術により事業を適切に実施しており、これが京都府の文化財保護行政の大きな特色の一つとなっています。府内の国宝・重要文化財建造物は 669 棟（令和 2 年 3 月 1 日現在）

あり、今後も増加することが予想されます。文化財建造物を良好な状態で後世に伝えるため、常に所有者と情報を共有しつつ、適正な人員体制を整え、適切な時期にこれらの修理事業を実施していきます。

(修理事業を支える技能者の育成と技術の伝承)

文化財建造物の修理は、破損や劣化した部分を修復し、健全な姿を保つことが基本です。また、諸調査によって明らかとなった適切な姿に修理するなど、対象の建造物の価値を損なわず、その時代に即した伝統的工法による高度での確な修理が求められます。このため府教育委員会では、文化財所有者から受託して実施する国宝・重要文化財建造物の修理事業にあたって、「国宝重要文化財建造物修理工事入札参加資格制度」により、入札への参加資格条件として、高度な伝統技術を有した技能者の安定的な雇用などを設け、技能者の育成や技術の伝承に取り組んでいます。今後も様々な機会を通して、技能者の育成に協力し、より多くの企業が入札参加資格を得られるよう努めます。

(保存修理事業に係る調査成果等の活用)

国・府指定等の文化財建造物の保存修理事業においては、修理方針や方法等を決定するための調査が必要となります。特に所有者から受託して実施する国宝・重要文化財建造物の保存修理事業においては、府教育委員会の技術職員が詳細な調査を行います。調査結果は、建造物を後世に伝えるための資料となるだけでなく、現代の様々な研究の材料となるため、適宜、事業完了時に報告書を刊行するとともに、その文化財的価値に係る新たな知見が発見された場合には、その普及啓発に努めています。

(4) 文化財所有者・管理者への支援

(維持・管理、保存修理、修景整備事業への支援)

府教育委員会では、国・府指定等文化財の所有者及び管理者が実施する指定等文化財（暫定登録文化財を含む）の修理事業や整備事業、維持管理、防火・防災・防犯対策に係る事業に関して、それらが適切に実施され、その文化財的価値が後世に引き継がれるよう、指導・助言するとともに、財政的支援を行っていきます。

また、府教育委員会は保存修理事業等への各種補助制度や仕組みについて、必要な情報を提供し、所有者の実態に応じた方法をともに考えていきます。

(伝統的な行祭事等への支援)

府教育委員会では、無形民俗文化財の指定や登録がなされている伝統的な行祭

事及び風俗慣習等が継承されていくよう、その担い手や保存団体等へ、継承のための情報などを提供するとともに、指導・助言などを行います。また、そこで使用される道具・材料をはじめとする、無形の民俗文化財を維持・継続するために必要な経費について、助成していきます。

(情報交換や研修の実施)

文化財の所有者や管理者、また無形民俗文化財の担い手や保存団体が他の所有者等と情報交換することは、文化財の適切な保存や活用を進めるに当たって有意義です。こうした情報交換の場を積極的に設けるとともに、広域的に収集した文化財の保護・継承や維持管理、防火・防災・防犯に係る留意事項などの情報を所有者等へ提供するための研修会を開催し、様々な課題解決の支援を行います。

(未指定文化財保存修理等への支援)

対象が未指定文化財であっても、地域にとって貴重な文化資料等については、府文化スポーツ部が所管する「社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金」事業等と連携し、所有者及び管理者が実施する保存修理事業が適切に実施されるよう技術的な支援を行います。

(5) 防火・防災・防犯対策、罰則規定の強化

(防災・災害発生時の対応は第7章を参照)

(「文化財所有者のための防災対策マニュアル」による対策の徹底)

府教育委員会では、京都市消防局や同市文化財保護課と連携し、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」（「地震対策編」「風水害対策編」平成23年3月、「防火・防犯対策編」平成25年3月）を作成し、府内の文化財所有者や管理者を対象に、これまでから防災対策等を周知してきました。

今後も、自然災害による文化財被害をはじめ、火災被害、さらに液体散布などによるき損や盗難等に対応するため、文化財所有者等へその対策について指導・助言を行うとともに、対策事業への支援に努めます。

また、国・市町村、大学、博物館、研究機関などとも連携し、災害が発生しても被害の軽減が図れる効果的な防災対策についても検討を進めます。

(これまで以上にきめ細かな視点による防災対策)

近年の自然災害は、過去に例のない規模のものが多発しています。その対策として、きめ細やかな視点で巡回を行うことも、重要と考えています。府とし

て、今後、その必要性の周知に努めていきます。

(防犯・獣害対策)

文化財の効果的な防犯対策についても、関係機関と連携して検討するとともに、監視カメラをはじめとする防犯設備の設置について、所有者へ指導・助言を行うとともに、財政的支援を行います。アライグマをはじめとする野生動物による被害対策についても関係部局と連携して、その駆除や対策設備設置等への支援などに取り組みます。

(地域が一体となって文化財を守る環境づくり)

市町村や関係機関等と連携し、地域が一体となって文化財を守る環境をつくりだすよう努めます。

(条例改正による府指定等文化財へのき損に係る罰則強化)

今後文化財の活用が促進されるにしたがって、文化財のき損、劣化や盗難のリスクが高まると考えられます。今後の対応として、国宝・重要文化財と同様に、府指定等文化財へのき損に関する罰則規定を強化します。

2 文化財の保護体制の強化

(地域で文化財を守り伝える仕組みづくり)

地域の人たちが文化財を身近に感じ、これを地域の誇りとして、地域全体で文化財を守り伝えていくには、地域の実態に応じた様々な仕組みが考えられます。府教育委員会として、地域に応じた仕組みが創出されるよう、市町村や地域と連携していくことが、文化財を保護する体制の強化につながると考えられます。

そのために、関係機関や団体と連携し、これに関わる事業を推進するとともに、市町村等が実施する様々な取組に積極的に協力します。

(文化財を未来へつなぐ心の教育)

学校教育や社会教育で文化財の活用を進めることも重要です。後述する丹後・山城両郷土資料館等をさらに活用し、将来の文化財の保護継承を担う大きな可能性を秘めた子どもたちをはじめ多くの人たちが、地域の文化財に接し、体験できる教育の機会を積極的に設けるよう努めています。

また、小学校、中学校、高等学校等と連携し、児童・生徒が、文化財の伝統的な技術を体験するワークショップやイベントを積極的に開催するよう努めています。

ます。

(自治体内関連部局等との連携強化)

文化財が直面する課題の多くは多岐にわたり、文化財のみにとどまらない大きな社会的課題といえます。諸課題に関連する庁内の様々な部局と常に情報共有するなど連携を深め、課題解決への取組を進めます。

3 文化財保護を支える技術等の継承

(国宝・重要文化財の保存修理等にかかる技能者の技術向上、後継者育成)

重要文化財の保存修理に関わる伝統的な技術の継承、技能者の育成に重要なことの一つはその需要の拡大です。府教育委員会としては、今後も国宝・重要文化財の保存修理事業をはじめ、府指定等文化財の保存修理事業を継続実施する中で、技能者の育成並びに技術の継承を図っていきます。同時に、資材や材料、道具等の需要拡大についても取り組みます。

重要文化財の修理技術をはじめ、無形文化財、民俗文化財の保存を支える道具類の製作・修理技術や原材料確保、さらに史跡や名勝の修景整備や維持管理など、文化財の保護を支えるための様々な技術の中には、国及び府による選定保存技術の保持者や団体として認定し、その保存が図られているものもあります。

こうした国の選定保存技術保存団体に認定された団体により、技能者の技術の向上や後継者育成を目的とした研修などが開催されており、これらに積極的に支援・協力することで、さらなる技能者の育成や技術の継承に努めます。加えて、団体の保護継承に向けた課題解決のための様々な情報も提供していきます。

また建造物の保存修理事業では、事業に関わる企業が業種ごとに設けた団体が、技能者の技術の向上や後継者育成のための研修を実施しており、こうした研修にも積極的に協力していきます。

さらに、後継者育成という面から、学校教育と連携した保存修理現場の公開を促進することで、児童・生徒が修理現場を見学するとともに技能者と接する機会を増やす取り組みにも努めます。

(史跡・名勝の修景・整備事業等に関わる技術の継承と技能者等の育成)

史跡や名勝には、構成要素となる構築物（建造物・石垣等）や庭園などがあります。文化財建造物の保存修理事業と同様に、その維持・管理をはじめ、修理や修景・整備を行うに当たっては、伝統的な技術により実施する必要があり、その技術を有する技能者の育成、さらには技術の伝承が課題となっています。

今後も、技術の継承並びに技能者の育成にも配慮し、府内の国・府指定等の史跡や名勝の適切な保存のための維持・管理、さらには修景・整備等が継続されるよう支援に努めます。

同様に、石垣や庭園に関しては、国の選定保存技術に選定されている保持者や保存団体があります。こうした団体等が技術の向上や後継者育成を目的に開催する研修等に協力するとともに、広く技能者に参加を呼びかけます。

(設計監理等企業の育成について)

建造物・美術工芸品の防災事業及び史跡・名勝の修景・整備、重要文化的景観の修景等の事業に関して、民間企業が設計監理を行う機会が増加しています。さらに、文化財の保存修理及び保存活用事業の施工を行う企業の育成も必要となりつつあります。こうした現状から、事業が適正に実施されるため、事業に関わる企業に関連の研修等への積極的な参加を促すなど、その育成に努めます。

4 文化財の地域的な保存・活用の促進

(1) 文化財の地域的な保存・活用

(京都府の文化財活用への取組)

次代を担う子どもたちを含めたより多くの人たちが、文化財の価値や魅力を共有する場を提供することは、文化財保護行政推進の環境充実という面で、極めて重要な意味をもっています。京都府では、これまでから以下の取組を実施しており、今後も継続するとともに、一層の充実を図ります。

① 京都府指定文化財の指定・修理にかかる普及啓発

京都府が新たに指定等を行った文化財の解説や修理事業を実施した文化財を紹介するための冊子を作成し、府民の方々に府内の文化財の情報を発信していきます。

② 文化財建造物修理現場の公開

府内にある国宝・重要文化財をはじめとする文化財建造物の新たな魅力を発見し、後世に継承していく重要性を府民の方々に理解していただくため、文化財建造物の修理現場を特別公開する事業を実施していきます。

③ 観光との連携事業

観光部局等と連携し、文化財建造物の修理現場や府指定等文化財を府域の他のコンテンツと組み合わせ周遊する観光ツアー等を行い、にぎわいを創出します。

④ 文化との連携事業

文化スポーツ部と連携し、未指定を含む文化財を活用し、人々が集い文化に親しむ事業を支援します。

⑤ 史跡・埋蔵文化財等の公開・活用

史跡や埋蔵文化財に対する理解を深め、親しんでいただくことを目的に、これまでから埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査に伴う現地説明会や、史跡・遺跡をめぐるバスツアー、史跡・遺跡に関する各種の普及啓発冊子を刊行してきました。また、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターに委託して、発掘調査の成果を分かりやすく解説する埋蔵文化財セミナーや発掘調査成果の速報展などを開催しています。これからも、こうした事業を推進していきます。

⑥ 丹後・山城両郷土資料館における文化財の公開・活用

丹後（府北部・中部所管）・山城（府南部所管）の両郷土資料館では、それぞれが所管する地域の文化財を中心とした展示を行うとともに、歴史体験教室、市町村や学校、地域などへの出前授業、府民向けの公開講座や古文書講習会等を行っています。また、継続的に各地に残る歴史・考古・民俗資料の調査や収集等を行い、その成果を展示などにより公表しています。今後も学校教育や社会教育と連携した取組を進めています。

（2）文化財の地域的な保存・活用の在り方

（適切な文化財活用の促進と支援）

文化財の活用は、その適切な保存が前提とされていなければなりません。そのためには、保存活用計画の作成などにより、事前に文化財の保存や見学者に関する対策等が十分に講じられる必要があります。

文化財の適切な保存と活用の促進に努め、これが一層推進されるように、活用にかかる環境整備など、様々な視点での指導・助言や財政的支援などに取り組みます。

（3）世界文化遺産の新規登録への取組

（「宇治茶の文化的景観」世界文化遺産登録推進）

山城地域には京都府選定の文化的景観である「和束町の宇治茶の茶畠景観」や「南山城村の宇治茶生産景観」など宇治茶に関係する文化的景観が各地に見られます。府ではこれらの世界文化遺産の登録に向けて、取組を進めています。

世界文化遺産登録の要件となる国選定重要文化的景観の選定に向けた取組については、各市町村の求めに応じ支援していきます。

(「天橋立」世界文化遺産登録推進)

特別名勝天橋立を中心とした世界文化財遺産の登録推進については、登録の可能性のある構成資産の保全状況が評価されるよう取り組み、またその周囲の環境が良好に継承されていくよう支援します。

5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成

(1) 求められる人材

府内各地の文化財の保存・活用は、従来、地域の実態に詳しい市町村や博物館等の専門的な知識、技術、技能をもつ専門職員が、関連する部局や所有者と連携しつつ取り組んできました。文化財保護行政を取り巻く様々な課題が山積する中、今後は専門職員として一層幅広い知識や視野をもち、伝統文化や産業、観光、教育とも相互に連携して業務を遂行する人材が必要になります。

(2) 人材の確保・育成

このような人材を確保・育成するためには、これまで以上に地域の文化財の保護・継承への深い洞察とその保存・活用を進める強靭な意志が備わるような経験を積む必要があり、長期的視野に立った人材育成計画や技能等の資質向上に向けた研修の促進が求められます。

文化財専門職員を対象とした人材育成に関しては、これまで国による分野ごとの専門的な研修があり、それらを活用して資質の向上が図られてきました。府教育委員会では今後も引き続き、文化財の専門的な研修の各関係機関への周知に努めていきます。

また、法改正により、地域総がかりで文化財を守る方向性が示される中、将来的には地域の実態に応じた各種文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存・活用を企画立案できる人材の確保・育成が不可欠になると考えられます。文化庁が令和元年度から実施している「文化財マネジメント職員養成研修」は、そのような人材の育成を目的にしたものです。府教育委員会は、専門的な研修の一部と位置づけ、今後も周知し積極的参加を呼びかけます。

さらに、府内には建造物、美術工芸品、民俗文化財、埋蔵文化財等の専門的人材の育成に関わる大学が20校程度あります。市町村、博物館等の関係機関が、必要に応じてこうした大学等の研究機関と連携を深めることで、今後求められる専門的人材の確保・育成につながると考えられます。府教育委員会では、それらの連携が進むように、実態の把握、周知に努め、人材の育成に関する研修等の

開催についても取り組んでいきます。

(3) 文化財保護指導委員

府教育委員会には、府指定等文化財の巡視を行う文化財保護指導委員を各地域に計69名配置しています。近年、文化財の巡視は、暫定登録文化財の登録に伴う巡視対象の増加、地域の文化財の状況把握等、文化財の保存・活用に関する豊富な知識や経験がますます求められています。

府教育委員会では、毎年府内2箇所で文化財保護指導委員説明会等を開催し、文化財保護指導委員による文化財の巡視に関わる最新の知識の習得や、担当市町村の状況把握が促進されるよう努めてきました。

法改正により、市町村の教育委員会においても、文化財保護指導委員を置くことができるところとなり、今後はその配置が行われると予想されます。府教育委員会としては、必要に応じて、これらが適切に実施されるよう助言していきます。

6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

(1) 京都府が所有・管理する文化財

府内には、京都府が所有・管理する文化財が多数存在しています。これらの文化財は教育委員会だけでなく、知事部局により管理がなされているものも数多くあります。下記に掲げたのはその一部ですが、それぞれの文化財の適切な保存と活用を関係機関とともに推進し、文化財の所在する市町村とも十分協力していきます。

(2) 建造物

(重要文化財 府庁旧本館)

府庁旧本館は、明治37年に建設され、現役の官公庁舎としては日本最古のものです。府民に開かれた府庁のシンボルとして、保存と活用を両立させる中で、大切な府民の財産を未来に引き継いでいきます。

(重要文化財 旧日本銀行京都支店)

旧日本銀行京都支店は、現在、京都府京都文化博物館の別館として活用されており、平成2年7月には展示室内で「祇園祭の宵山に筝曲を聴く夕べ」を開催、博物館におけるミュージアムコンサートの魁と位置付けられています。以後、重要文化財という特性と、レンガ造りの気品ある雰囲気を活かし、演奏会、講演会、展覧会等、様々な催しが開催されています。今後も、このような伝統的な建築と

現代的な芸術との融合に限らず様々なジャンルにおいて、文化財建造物の保存を図りながら、さらに活用されるようにしていきます。

(府指定 旧永島家住宅)

京都府立丹後郷土資料館の敷地内に移築された旧永島家住宅は、江戸時代の茅葺きの民家です。民俗資料等の常設展示や体験学習の場に加え、観光資源としての活用も検討していきます。

(3) 美術工芸品

(国宝 東寺百合文書)

京都府立京都学・歴彩館が所蔵する東寺百合文書は、全国の博物館等から貸し出しの依頼があり、積極的に公開に協力しているところです。また、文書の内容を読み解く翻刻作業を継続的に続けていく計画です。なお、WEB上で高精細画像を公開する先駆的な取組も行っています。

(重要文化財 京都府行政文書)

京都府に残る昭和21年度までの15,000点を超える行政文書群で、府立京都学・歴彩館で保管・公開されています。紙の劣化が進んでいるものがあり、平成21年から継続的に修理事業を実施しています。今後も計画的に修理を進める計画です。

(重要文化財 京都盲唖院関係資料)

平成30年度に、京都府立盲学校、聾学校保管の資料3,000点が重要文化財となりました。紙の劣化が進み、扱いが困難なものも多く、計画的な修理を検討していきます。

(4) 史跡名勝天然記念物

(特別名勝 天橋立)「天橋立公園」

天橋立公園松並木景観保全計画(H30～R4)に基づき、白砂青松の景観を守るために、広葉樹の繁茂によるマツの衰弱対策として、広葉樹の伐採、腐植層の除去とマツの補植・間伐を実施していく計画です。

また、地域の方々と協働体制を組みつつ、ボランティアの皆様に保全作業に参加していただいています。今後も、多くの方々に天橋立の価値を共有共感してもらう取組を実施していく計画です。

特別名勝天橋立は府が世界に誇る文化財の一つです。しかしながら、自然環境の変化による植物相の変化や、砂州の浸食などの対応へ向け、持続可能な保存・活用を関係機関と協力して計画的に推進します。

また、近年は天橋立そのものへの影響に加え、阿蘇海におけるカキの大量繁殖、プレジャーボート等の騒音など、その環境を守ることも、課題となりつつあります。府では、宮津市等の地元関係機関と協力して、その対応を検討していきます。

(史跡及び名勝嵐山)

嵐山（府管理団体）では、平成10年に策定した「史跡及び名勝嵐山保存管理計画策定報告書」に基づき、保存管理を図り、これまでその価値が守られてきました。

今後、時代に応じ計画を見直すとともに、京都市等の地元関係機関と協力し、保存・活用を推進します。

また、嵐山では国有地の文化財管理を実施しています。史跡としての価値及び名勝景観が損なわれないよう配慮します。

「嵐山公園（中之島地区及び亀山地区）」

公園を含む嵯峨嵐山エリアには年間約2,500万人の観光客が国内外から訪れます。維持管理として園内の清掃、剪定等の樹木管理、除草等を実施しています。

(名勝琉璃渓)「るり渓自然公園」

名勝琉璃渓は、府が管理する京都府立るり渓自然公園として多くの来訪者に親しまれています。これからも文化財としての本質的価値である自然環境や景観が損なわれないよう、南丹市（管理団体）等の地元関係機関と連携し、適切な維持管理を行っていきます。

(史跡名勝笠置山)「笠置山自然公園」

史跡名勝笠置山は、古来、修験道の聖地、信仰の山であり、また景勝地として人々に親しまれてきました。昭和7年に国指定史跡名勝、昭和39年にその一部が京都府立自然公園となり、地元の笠置町（管理団体）や文化財所有者等の関係の方々と連携し、保存と活用を図ってきました。これからもその価値が次世代へ伝えられるよう取り組んでいきます。

(史跡丹後国分寺跡)「丹後郷土資料館」

史跡丹後国分寺跡は、府立丹後郷土資料館に隣接し、特別名勝天橋立を眼下に臨む絶好の地に所在しています。また、周辺には史跡成相寺旧境内や国選定の宮津天橋立の文化的景観などの文化財が存在します。こうした環境を活かした保存・活用を宮津市（管理団体）等の地元関係機関と協力して推進します。

(5) 丹後、山城郷土資料館

両資料館とも開館以来、歴史、考古、民俗資料の調査、収集、保管、展示活用につき、地域の文化財を保存・活用する上で重要な役割を担ってきました。府立山城郷土資料館では府指定等文化財 18 件を、また、府立丹後郷土資料館では国宝海部氏系図をはじめとする国指定重要文化財 10 件、府指定等文化財 22 件を収蔵保管しています。

両館とも、開館以来一定の年月が経過し、施設が老朽化している現状があります。今後、歴史、文化にかかる情報発信のみならず、地域振興、観光にも寄与できる施設として、バリアフリー化を含め施設の整備充実を図ります。

第6章 府の市町村への支援の方針

本章では、市町村が実施する文化財保護行政、市町村の「地域計画」の作成、及び広域連携に対する市町村の取組への支援について示しています。

1 市町村が実施する文化財保護行政への支援

(1) 市町村の役割

府条例では、市町村の責務として、「当該市町村の区域内に存する文化財がその地域にとつて固有な文化財であることを認識し、その保存及び活用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めています。

国指定等文化財の修理・整備においては、これまでも、市町村は、文化財所有者に対し、国・府補助事業への補助（随伴）を行うなど、重要な役割を果たしてきました。

地域そして文化財所有者にとって、最も身近な行政機関である市町村は、今回の法改正により、未指定文化財を含めた地域の文化財の保存・活用という視点から、これまで以上に積極的な役割が期待されています。

(2) 文化財指定等の促進などへの支援

各市町村では、所管の区域にあり市町村にとって重要な文化財を保護するため、条例に基づき指定・登録が行われています。これらを進めるためには、各種文化財の悉皆調査や詳細調査、市町村文化財保護審議会の調査などが必要となります。市町村が主体的にこれらの調査を行う場合は、調査方法など技術的、学術的な助言を行い、国指定文化財、府指定文化財等、その実態に応じた評価が行われるよう支援していきます。

(3) 市町村における文化財の修理、整備事業等についての支援

(市町村が所有・管理する指定等文化財の修理・整備事業)

市町村が所有・管理する国府指定等文化財や市町村指定等の文化財において、修理・整備などが行われる場合は、その文化財の価値が損なわれることがないよう、市町村の求めに応じて技術的・専門的な指導・助言に努めます。

(所有者・管理団体が策定する「文化財保存活用計画」)

所有者・管理団体が国指定等文化財の保存活用を進めるには、個別の文化財の保存・活用の考え方や具体的な取組を定める「文化財保存活用計画」の策定が望

されます。市町村とともに、それらが適切に進められるよう支援していきます。

(府指定等文化財の保存・活用)

府指定等文化財や地域にとって価値のある未指定文化財について、保存・活用の取組を進めることは重要です。市町村が措置を講ずる際には、それらが適切に行われるよう指導・助言に努めます。

(文化財保護を支える技術等の継承)

文化財の修理、整備にかかる技術の継承について、市町村の果たす役割は重要です。市町村の行う取組が、積極的に推進され、持続的なものとなるよう支援します。

(4) 市町村による文化財の地域的な保存・活用を積極的に支援

近年は、府内で「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)に基づき策定され、国に認定された「歴史的風致維持向上計画」による様々な取組が京都市や向日市、宇治市などで行われています。同様に管内に所在する指定・未指定を含めた文化財を地域として価値付けを行い、これを将来にわたって保存・活用するという目的で、「歴史文化基本構想」を策定し、広域的な文化財の保存・活用の取組をはじめているところもあります。

これらの取組みは、今後市町村が作成する「地域計画」へつながるものと位置づけられ、その策定を支援していきます。

(5) 市町村の文化財の保存活用推進体制への支援

府内での文化財調査をはじめ、未指定を含めた各種文化財の適切な保存方法、公開及び担い手育成などに関する指導・助言など、これまでから府内市町村が推進する文化財保護行政に対して様々な面から支援してきました。今後も、市町村の要請に応じてこれを継続していきます。

また、今回の法改正では、地域の文化財の継承に取り組む新たな枠組みである「文化財保存活用支援団体」の制度が創設されました。これは、専門的な知見や実績等を有する団体を市町村が支援団体として指定するものです。

文化財をどのように継承していくかは、原則、文化財所有者や地域が自主的に考えていくことではありますが、市町村が文化財の保護・継承を支える新たな枠組みづくりを進めるにあたり、その求めに応じて情報提供をはじめとする助言を行います。

2 市町村の文化財保存活用地域計画（「地域計画」）への支援

（1）「地域計画」への支援

（地域計画の意義）

今後の文化財保護行政を進めるにあたっては、市町村が主体となって、管内に所在する様々な文化財の保存・活用に関して、地域の実情に即した視点から作成される「地域計画」が重要な意味をもつこととなります。

文化財は、現在及び将来にわたり地域の生活、文化の向上発展の基礎をなすもの（第1章はじめに参照）。これまで記載してきたとおり、先人の遺産である文化財を保存・活用していくためには、文化財所有者・管理者、地域の人々、観光客、行政機関、郷土史家・愛護団体、研究者・学識経験者、修理等事業者などが、それぞれ文化財について関心を持ち続ける必要があります。そのためには、これまで個々別々にかかわってきた方々の意見やその内容をしっかりと把握し、総合的に検討して、今後の方向性を示すことが重要です。

これらをふまえて策定される地域計画は、地域の様々な人々をつなげて、計画をつくるもので、地域が一体となって、文化財を保存・活用していくための基礎となるものです。

なお、地域計画策定にあたっては、文化財の適切な調査研究を進めることとなります。策定後も、持続的に調査を行い、その成果を広く公開し、活用していくことが重要です。

（地域計画の記載事項）

国の指針によれば、「地域計画」には、当該市町村の概要、文化財の概要、歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置、文化財を把握するための調査、推進体制などを記載する必要があります。

（市町村への支援）

市町村が「地域計画」の策定を進めるにあたっては、文化財の調査成果の提供、周辺市町村や大学等の関係機関との連絡調整など、市町村の実態に応じた支援を行っていきます。

なお、現在、府内市町村で文化財保護に関わる専門職員が正規職員として配置されているのは約7割です。今後、市町村において「地域計画」の作成やこれに基づく保存・活用事業が本格的に進められ、人員や体制、さらに職員の世代交代による知識と技術の継承などの課題が生じることが予想されます。これらについても、市町村等と連携を深め、積極的に支援していくこととします。

また、策定後の「地域計画」実施にあたっては、前項に示したとおり、これまで以上に文化財保護行政を行う中で支援していきます。

(2) 単独で「地域計画」を作成することが難しい市町村への支援

専門職員が配置されていない市町村が「地域計画」の作成に取り組む場合は、市町村の求めに応じて、近隣市町村や大学等の研究機関との連携づくりが進むよう支援します。また、人的支援などについても検討していきます。

3 広域連携に対する市町村の取組への支援

(1) 府域や市町村域を越えて所在する文化財の保存・活用に関する連携

府内には、府域もしくは市町村域を越えて分布する文化財があります。これらの保存と活用を適切に進めていくためには、文化財が所在する他府県や市町村の間で連携して、計画的に事業を進める必要があります。

府教育委員会では、今後様々な連携が一層強化されるよう市町村の取組に対し支援していきます。

(2) 広域連携の取組

○「もうひとつの京都」

府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を活かすため、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」の4つのエリアを設定し、京都のブランド力を生かしながら地域の資源を磨き上げ、地域が一体となって、「もうひとつの京都」の取組を展開しています。

<「海の京都」エリア>

府北部（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を「海の京都」と位置付けています。

このエリアには、日本三景の一つである天橋立（国特別名勝）、世界ジオパークのほか、鳴き砂で有名な琴引浜（国名勝・天然記念物）、重要伝統的建造物群に選定されている伊根町伊根浦、旧日本海軍に関連する赤れんが建造物（重要文化財）等の名所が多く存在します。日本遺産に認定された「丹後ちりめん回廊」「鎮守府」「北前船寄港地」のほか、弥生時代から古墳時代の巨大な墳墓などがあります。

<「森の京都」エリア>

府中部地域（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北）を「森の京都」と位置付けています。

このエリアは、森林率が約8割を占め「森」の恵みが大変豊かで、森や木と関わる中で、豊かな生活・文化が育まれ、発展してきた地域です。さらに、「森」は「海の京都」から都への文化の通り道でもあり、「森」と関わる豊かな生活・文化を伝えてきた地でもあります。芦生の森や美山かやぶきの里（重要伝統的建造物群保存地区）、由良川等の豊かな自然や美しい景観等があり、地域を定めず天然記念物に指定されたアユモドキは、亀岡市的一部分に生息しています。

＜「お茶の京都」エリア＞

府南部地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）を「お茶の京都」と位置付けています。

このエリアは、日本茶のふるさととして、抹茶、煎茶、玉露を生み出し、生活の中の喫茶など日本茶文化を支えてきました。その中で、抹茶、煎茶、玉露それぞれの生産に対応した茶園や集落、茶問屋の町並みなどの景観を形づくっており、「日本茶 800 年の歴史散歩」として日本遺産に認定されました。

また、久津川古墳群（国史跡）、恭仁宮跡（国史跡）のほか、多くの文化財が存在するとともに、文化・学術・研究の拠点であるけいはんな学研都市では、先端技術等による新しい文化の創造・発信を進めています。

＜「竹の里・乙訓」エリア＞

府乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）を「竹の里・乙訓」と位置付けています。

京都と大阪を結ぶ交通の要衝であることから、古代から歴史の舞台となり、「古事記」や「日本書紀」には「オトクニ（弟国）」という地名の由来が記されています。このエリアは、竹林が多く、「かぐや姫」伝説発祥の地とも言われており、竹の径（府文化的景観）、西山など四季折々の豊かな自然と由緒ある社寺、長岡宮跡（国史跡）、乙訓古墳群（国史跡）や城跡などの文化財に恵まれた地域です。また、10 年間にわたって、長岡京が都となりました。

○世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産

・世界文化遺産「古都京都の文化財」

京都市、宇治市、滋賀県大津市にまたがる 17 社寺城です。賀茂別雷神社（上賀茂神社、京都市北区）、賀茂御祖神社（下鴨神社、京都市左京区）、教王護国寺（東寺、京都市南区）、清水寺（京都市東山区）、延暦寺（京都市左京区・滋賀県大津市）、醍醐寺（京都市伏見区）、仁和寺（京都市右京区）、平等院（宇治市）、宇治上神社（宇治市）、高山寺（京都市右京区）、西芳寺（苔寺、京都市西京区）、天龍寺（京都市右京区）、鹿苑寺（金閣寺、京都市北区）、慈照寺（銀閣寺、京都

市左京区)、龍安寺(京都市右京区)、本願寺(西本願寺、京都市下京区)、二条城(京都市中京区)からなります。

・ユネスコ無形文化遺産

「山・鉾・屋台行事」

京都市の「京都祇園祭の山鉾行事」を含む山・鉾・屋台等と呼ばれる山車が巡行する青森県から大分県の計18府県に分布する33件の祭礼行事です。

「和食：日本人の伝統的な食文化」

和食(日本食文化)は、四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色があり、日本の年中行事とも密接に関連したもので、家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習でもあります。

○日本遺産

近年、文化庁は地域に点在する文化財と地域の遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的として、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として、認定しています。そのストーリーに記された文化財群は広域にまたがるものとなっており、新たに価値が評価された文化財の保存・活用が進むよう、市町村の求めに応じ助言していきます。

令和元年現在、府内の資産が認定されているのは以下の5件です。

・「日本茶800年の歴史散歩」

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の12市町村

・「鎮守府 横須賀・吳・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

舞鶴市を含む4府県4市

・「荒波を越えた男たちの夢が紡いた異空間～北前船寄港地・船主集落～」

宮津市を含む15道府県38市町

・「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」

宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の4市町

・「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼」

京都府(宇治市、京都市、亀岡市、宮津市、舞鶴市)を含む7府県24市町村

○その他 広域的に分布する文化財

市町村域もしくは府県域を超えて広域的に分布する文化財等の主な事例

＜記念物＞

・「山陰海岸ジオパーク」

京都府（京丹後市）、兵庫県（豊岡市・香美町・新温泉町）、鳥取県（岩美町・鳥取市）にまたがる貴重な地形・地質のある区域

- 「国史跡乙訓古墳群」

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる古墳群

- 「国史跡奈良山瓦窯跡」

木津川市、奈良県奈良市にまたがる古代の窯跡群

- 「国史跡大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」

井手町、奈良県奈良市にある古代寺院跡とその瓦を焼いた窯跡

- 「国史跡琵琶湖疏水」

京都市、滋賀県大津市にまたがる近代都市疏水

- 「国史跡石のカラト古墳」

木津川市、奈良県奈良市にまたがる終末期上円下方墳

- 「国史跡延暦寺境内」

京都市、滋賀県大津市にまたがる平安時代に開かれた寺院

- 「国天然記念物比叡山鳥類繁殖地」

各種の鳥類の繁殖地として関西において著名

- 「伊吹・比良山地モシカ保護地域」

京都・福井・滋賀・岐阜四府県にまたがる特別天然記念物モシカ保護地域

＜埋蔵文化財＞

- 「長岡京跡」

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる都城

- 「八木城跡」

亀岡市、南丹市にまたがる山城

- 「一色氏関連城館跡」

京丹後市、与謝野町、宮津市、伊根町、舞鶴市にかけ点在する丹後守護一色氏及びその家臣団の城館群

第7章 防災・災害発生時の対応

本章では、国・府・市町村における文化財防災の方針・枠組み、防災計画や文化財所有者のための防災対策マニュアル、災害発生時の対応とそれに関わる広域行政としての対応、支援を記載し、今後の対策をまとめています。

1 近年の状況

近年、京都府は、平成16年の台風23号、平成29年の台風21号、平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、台風21号をはじめとした度重なる台風など、多くの災害に見舞われています。これらは文化財にも多大な被害を及ぼし、現在でもその復旧に取り組んでいる状況です。令和元年度は、4月にパリのノートルダム大聖堂の火災、10月に首里城正殿等で火災、さらには、9月、10月の台風による風水害等もあり、全国的に文化財の防火、防災への関心が高まりました。京都府では、文化財所有者等への防火対策の徹底を周知、かつ文化財関係者を対象とした研修会を開催、文化財の防災対策の強化を推進しています。

今後は、文化庁作成の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を広く周知し、防火設備の充実を図るべく、その活用を促していきます。

2 文化財防災の方針、枠組み

文化庁では、災害対策基本法の規定に基づき文化庁防災業務計画を策定し、文化財の防災対策等についての基本的な方針を定めています。府では、京都府地域防災計画において、文化財にかかる災害予防計画にかかる基本的な方針をまとめています。（本章3）

また、府内の市町村では、市町村地域防災計画において、文化財被災時の応急対策などを定めています。（本章4）

府並びに京都市において、具体的な防災対策をまとめたものとして、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を策定し、風水害、地震、防火・防犯等の対策を記しています。（本章5）

広域行政の枠組みとして、2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合において、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領及び被災対応ガイドラインを策定し、その対策を進めています。（本章7）